

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第7回
日時	2019年7月17日（水）	13時30分	～	15時48分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
<p>◆委員の就任について◆</p> <p>坂田みゆき委員（東京都立中野特別支援学校）に代わり田中雅子委員（東京都立中野特別支援学校）、保坂つや子委員（中野区療育センターアポロ園）に代わり、鈴木久委員（中野区療育センターアポロ園）が委員に着任されることになった。また、委員の追加として小川光彦委員（中野区中途失聴・難聴者の会）を新たに委員としてお迎えすることになった。鈴木委員はご都合でご欠席されたため、田中委員、小川委員のお二人から自己紹介のご挨拶があった。</p> <p>◆会長あいさつ◆</p> <p>この間、虐待や殺傷事件の本当に悲惨な事件の報道がたくさんあった。家族依存、いわゆる血縁関係の事件が発生していて、いよいよ日本の家族依存型の福祉を見直していかなければならなくなってきたのではないかと感じている。また、ある国では移民として移ってきた自国の国民に対して出ていくようにといった発言がある。一方で、障害者権利条約は国の報告書はすでに提出されているが、市民団体によるパラレルレポートがこの間ずっと議論されていて、2～3年かけて各方面で意見出しを行っていた。先週11日に、日本障害フォーラム（JDF）から英訳したものが最終的に提出されたと聞いている。日本障害フォーラムのホームページに、英訳される前の日本語の文章が公開されている。現時点で、障害者施策に関する様々な情報があるが、どういったところに課題があり、問題があるか、それぞれの意見をまとめている。興味のある方は、ぜひ見て頂きたい。</p> <p>(1) 区からの報告事項</p> <p>【中野区ユニバーサルデザイン推進計画の策定について】</p> <p>中野区 企画部 平和・人権・男女平等参画係 斎藤係長より、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の策定について、中野区ユニバーサルデザイン推進計画概要版に沿って説明があった。</p> <p>中野区では昨年3月に、全員参加型社会、地域の活性化の実現といったことを目的に、ユニバーサルデザイン推進条例が策定された。この度5月に、こういった条例の目的を達成するため、取組を総合的、計画的に推進するために、ユニバーサルデザイン推進計画が策定された。この計画は、中野区、区民及び事業者が共同して、ユニバーサルデザインに関する取組を推進していくための指針の位置づけの一つとなっている。計画期間は、2019年度から2023年度までの5か年となっている。ユニバーサルデザインに関する取組を明確にするため、基本理念ごとに目指す将来像を定めている。中野区、区民の皆様、事業者の方々の3者で協力しながら、ユニバーサルデザインを推進したいと考えているので、今後ご協力をお願いしたい。</p>				

(2) 相談支援機関会議報告

第62回相談支援機関会議の主たる話題は、10連休中の相談対応についての報告、移動支援の2人介護について、マイナンバーと日本年金機構との情報連携の施行運用の開始について、トライアル雇用について、モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）について。第63回相談支援機関会議の主たる話題は、児童施設から障害者支援施設への移行について、地域包括支援センターとのケア会議開催の機会が増えたことについて、精神障害者のための地域生活支援拠点について、居宅介護支援事業所のキャンセル料について、開所時間外の相談電話の対応について。

その他、障害者虐待にかかる相談・報告・届出件数（平成30年4月～平成31年3月）についての報告があった。昨年度、障害者虐待として通報があったのは10件だった。内訳は、養護者によるものが3件、施設従事者等による障害者虐待が5件、使用者による障害者虐待が2件。10件のなかで虐待と認定したものは2件で、1件は養護者による虐待（配偶者による虐待）、2件目は放課後等デイサービス事業所（区外）の管理者が暴言を浴びせていたという事で心理的虐待として東京都に報告した。年間を通して障害種別ごとに見ると、虐待を受けたと通報された身体障害者の方が2名、知的障害者の方が4名、精神障害者の方が4名だった。年度毎の虐待通報件数は、平成29年度に比べると平成30年度は減っているが、毎年増減があるので決して予断は許さない状況である。年々、施設従事者による虐待が比較的多くなってきている状況があるので、引き続き利用者の皆様にも障害者虐待に対する啓もう活動を進めて、障害者虐待の防止に努めていきたい。

（意見）

先日、知的障害者の移動支援の例として、障害の重い知的障害のある方とヘルパーが1日に6万1千710歩ほど歩いたケースについて、事業者の方から話を聞いた。ヘルパーさんの負担が大きいため、2人介護も必要ではないかと思う。

（意見）

開所時間外の相談電話の対応について、自法人もすこやか障害者相談支援事業所の委託を受けているが、夜間の相談は職員が交代で携帯電話を携帯して対応に当たっている。手当は支給しているが、労働基準法に照らし合わせると問題があるという認識はある。但し、実態として24時間相談を受け付ける体制も必要だということがある。中野区として、24時間の相談体制をどうしていくか検討して、詳細を確定していく作業が必要なのではないか。

（答え）

24時間相談体制についての議論は、以前から出ている。区も基幹型相談支援センターという機能を持っているため、職員が同じような形で対応している。各すこやか障害者相談支援事業所に確認したところ、留守番電話を確認してから緊急性が高いものは対応する、電話が掛かってきたら対応する等、対応がバラバラになっている。実態としては、夜間に緊急対応を行ったケースはほぼ無い。以前、社会福祉法人愛成会がつむぎの委託を受けていた時に、夜間トイレで倒れて動けなくなり、電話で連絡を受けて対応したことがあると聞いている。調べてみたが、

一つの 部屋に拘束されている場合は当然労基法にも関わってくるが、そういった状況ではないため、非常に判断に迷うところがある。国も 24 時間相談体制を作ろうということなので、区も事業者の皆様も迷いながら、そういった体制を取って対応している状況である。

(質問)

居宅介護支援事業所のサービスをキャンセルした場合に、事業者がキャンセル料を請求しているということなのか。

(答え)

契約書、重要事項説明書の中でキャンセル料について謳っている場合があり、その中で規定されて正当なキャンセル料であれば支払いを求められることがあるようだ。キャンセルとなると、事業所として報酬が無くなることになるので、利用者ご本人は自己負担ゼロかもしれないが、人件費相当額のキャンセル料を定めている場合や、一定のルールに基づいてキャンセル料を定めている場合もある。

(意見)

いつまでにキャンセルの連絡をするか、数日前なのか、直前なのか、タイミングの問題もあるのではないかと。

(3) 相談支援部会報告

平成 30 年度は 13 回の部会を開催し、この年度末が第 6 期の中間に当たるため、中間報告を提出した。第 6 期前期は児童の相談と、障害福祉から介護保険への移行についての話し合いを、二つのグループに分かれて行った。グループ①は児童の相談の入口部分と出口（障害者の入口）の部分に分けて、課題を出し合った。その中からテーマを絞って課題を整理している。グループ②は障害福祉から介護保険へのスムーズな移行をテーマとして、後期も継続してこのテーマに取り組む予定である。

第 6 期後期に向けては、大項目として「中野区の相談支援体制のあり方」を掲げて、基幹型、委託（すこやか障害者相談支援事業所・4 か所）、直営（すこやか福祉センター）、中野区相談支援事業所の機能と役割をどう整理するか、引き続き年間を通して『相談支援体制』について考える。ご本人、ご家族、支援者側が、相談支援体制の流れを一緒に確認できるマップ（絵）を作成して、視覚化できるようにする。

グループでの話し合いは継続し、グループ①は成人期の相談の課題について、グループ②は介護保険への連携・移行について、地域包括支援センターとの連携に向けて、討議を重ねて検討する。

(意見)

児童相談 入口 現状フローチャートについて、障害の発見の項目に就学時健診を載せたほうがいいのではないかと。特別支援学校コーディネーターとして、小学校や幼稚園、保育園の巡回を行っている中で、就学相談について保護者の方とどのように話を進めていくかが話題となっている。このフローチャートにも、5 歳児の就学時健診のあとの就学相談について、載せたほうが

いいのではないか。もう一点、幼稚園・保育園の巡回は、区立園だけではなく私立園も含めてなのか、お伺いしたい。

(答え)

確かにおっしゃる通りで、このフローチャートに含まれていない部分もたくさんあるが、これは課題を出し合うために作ったものなので、これが理想の形というわけではない。就学の部分についても、グループで話し合っていた。

子ども特別支援課で、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあの巡回訪問を所管しているので、後半のご質問にお答えしたい。区立幼稚園については、現在は希望がないということで訪問は行っていない。民間の幼稚園には訪問している。保育園については、区立、認可保育園、認証保育所、小規模保育事業に訪問していて、家庭的保育事業については規模が小さいということと、全体として障害のあるお子さんがいらっしやらないということで訪問していない。年間を通して、アポロ園とゆめなりあを合わせて、100園以上を訪問している。中野区に在住されている保護者が対象なので、区外の幼稚園や保育園に通園している場合も訪問している。

(意見)

昨日はかみさぎ幼稚園を訪問した。来週はひがしなかの幼稚園を訪問したので、ニーズがないわけではないのではないかな。

(答え)

区立幼稚園からは、アポロ園、ゆめなりあの巡回訪問のニーズが出ていない。かつては伺っていた。

(意見)

区立幼稚園は数が少なくなっているが、民間と比べて障害児の割合が多いと聞いたので、ニーズがないというのは不思議に思う。

(答え)

色々な経過があって、かつては巡回訪問で伺っていた。ただ、アポロ園の訪問は希望されないというお話が園側からあった。区立幼稚園は、教育委員会の巡回訪問を行うということになった。

(4) 地域生活支援部会報告

平成30年度 地域生活支援部会活動報告書をもとに報告があり、事例検討、グループホームうららかの見学、大家さん向けセミナー開催などが主な活動内容であった。個別課題の検討テーマは、「障害のある方の住まいの確保、地域移行、地域定着支援」、「地域生活を支えるための事業・施設・福祉サービス・しくみ等の情報収集、情報交換と活用」、「相互理解を進めるための機会づくり」。第6期後期の活動については、大家さん向けセミナー、世話人さん情報交換会、見学会、事例検討・勉強会について、5月と6月の部会で意見交換を行った。また、成果物（パンフレット等）を作成してはどうかという意見が出され、現在サービスに繋がっていない方など、情報が届きにくい方に届けやすいものを作れないかという方向で取り組むことになった。

(意見)

4枚複写の緊急連絡カードを、1枚は民生委員、1枚は本人、それと地域包括支援センター、アウトリーチチームで持っている。自宅の冷蔵庫などに保管できるボトル型ケースと、必要事項を記入する緊急連絡カードをセットで配布している。緊急連絡カードが冷蔵庫に入っていることは分かるようになっているので、警察や消防も緊急連絡カードを見て判断することができる。中野区の民生委員は300名ほど、民生委員一人当たり15~20枚の緊急連絡カードを持っているので、区全体でかなりの人数の緊急連絡カードを民生委員が持っていて把握している。

(意見)

『障害者福祉のしおり』は以前は刷新する前に、全体会あるいは部会ごとに内容を確認して、追加したほうがよい内容を話し合っていた。なるべく多くの人が、事前に目を通したほうが良いと思う。

(5) 就労支援部会報告

4月、5月の部会では、平成30年度の活動のまとめを行なった。これまで就労支援部会というのは、障害者雇用の促進、工賃アップをテーマに話し合ってきたが、今年度は福祉的就労について、現場がどのような状況なのか課題の抽出を行った。また、平成30年度の法改正の影響について、確認を行った。平成30年度活動報告書を見て頂くと、個別課題は「作業活動における各事業その工夫や課題について」、「障害者雇用における企業の視点や取組みについて」、「生活支援における各事業所の工夫や課題について」、「平成30年度報酬改定の影響及び就労定着支援事業の現状について」を取り上げた。

(意見)

以前は一定の環境が整って、施設内の支援が充実していれば、障害のある方達も働けるということを実践してきたのが、従来の施設の事業体だったが、これだけ民間企業で活躍する場が拡大して、いわゆる障害福祉サービスという部分が充実していくと、施設の中で働く方の様子が様変わりしている。環境が整えば働くことができる方が、減少しているというのが実態だろう。働く方の高齢化、障害の重度化していく場面に対して、いわゆる労働対価という工賃の在り方だけではなく、所得制度の在り方も含めて検討していく必要があるだろう。

(質問)

官公庁の障害者雇用が始まって、今年度ハローワーク新宿に官公庁定着支援員1名、東京都内で4名の定着支援員が配置されたと同だったが、その状況について教えて頂きたい。

(答え)

官公庁の定着支援ということで、職場適応支援者、就職支援ナビゲーターが配置されているが、まだ官公庁側からの要請が少ない状況なので、実質的な動きは多くはない。ハローワーク新宿には、現在2件、中央省庁から要請はきているが、受け入れ側の施設の体制を整備した上で、それでも定着に結びつかない場合にハローワークに要請がくる形式になっているが、まだその

流れが整っていない状況である。ハローワーク新宿にも職場適応支援者がいるが、現在受けている2件で手一杯という状況である。要請についても、東京労働局が窓口となって、そこで要請の内容によって、各都内に配置されている職場適応支援者に要請するという形になっている。先日ニュース報道でもあったように、すでに131名の離職者が出ている状況とのこと。

(意見)

雇用しているが、1年間の契約の雇用であったり、正規雇用が少ないという実態もあるので、雇用の質をしっかりと問うていく必要がある。

(6) 差別解消部会報告

今年度は、5月29日に第1回の部会を行った。今年度から新たに2名の方が部会員として参加されることになった。また、小川光彦委員(中野区中途失聴・難聴者の会)が、差別解消部会に興味を示して下ってうれしく思う。平成30年度は部会を3回開催し、東京都差別解消条例と中野区民の認知度(意識調査)の確認、区の障害者差別解消審議会や寄せられた事例に対する意見交換、4部会合同セミナーへの参加等の活動を行った。

今年度は、より大勢の方に部会に参加して頂きたいという意見があり、商店街や事業者の方を中心に参加して頂き積極的に意見交換を行い、私たちの現状を把握して頂く中で新しい進展が生まれてくるのではないかと、思っている。そのためには、参加しやすい状況を作らないといけないと思っていて、研修扱いにして勤務として参加しやすいのではないかと意見も出ている。部会員としての参加が難しい場合は、部会としてセミナーや講習会を開催して、商店街やタクシー等のドライバーなど、直接障害のある方と接する機会のある現場の方に参加して頂いて、ハードソフトではなくハートの充実を進めていけるとよい。合理的配慮はそんなにおおげさなものでもなく、さりげないところからスタートできるのではないかと。また、セミナーや講習会に参加して頂くだけでなく、当事者として積極的に外に出向いて、発信していく機会があってもいいのではないかと、という意見もあった。一つの例として、小学校に出向いて理解啓発に努める。これは、子どもの頃から障害に触れて考える機会を持つことで、自然に接することができるようになるのではないかと狙いがある。そのためには、中野区子ども教育部 特別支援担当と障害福祉課と連携を取って進めていけると、実現するのではないかと。最後に、部会員のお一人から、差別解消部会の存在をもっと区民の方にもっと広く周知していくべきではないかと、というご意見があった。当事者の方が日常で直面している、差別と思われるような場面に遭遇したことをお知らせくださる窓口を活用して頂いたり、同時に私たちの存在も同時に知って頂きたい。何かそういった工夫ができないかということも、今後の課題として話し合った。

(意見)

○差別解消部会のなかで、事業者の方をお招きしたいという意見が上がったのは、前回の部会の中でも、実際にタクシーで乗車拒否に遭ったという車いすの方が非常に多いというお話があったためである。タクシーやバスの運転手の方など直接接する機会のある方に、実際の声を伝えたい。同じように、理髪店、お店のレジの方など、生活に密接に関わってくる方と、直接お話を

機会を持ちたいと思っている。

○差別解消と直接関わることではないかもしれないが、より便利にするために変わったことが障害のある方にとっては不便になることが多々あるのではないかと。区報の話になるが、区報が良くないということではなくて、区報がカラーになって見やすくなった。ただ、変わった点があって、以前は題名があって次に内容の記載があったが、今は内容の記載が無くなってしまった。高次脳機能障害の方にとっては、具体的に説明を書いていないと、場所にたどり着かないということ等が多々ある。以前から建物の名前が入っても、階が入らなかったり、載せる側も工夫が必要だったが、区報を作るときに障害のある方と接していれば、また違ったレイアウトがあったのではないかと。思う。

○3年前に障害者差別解消法が施行され、昨年は東京都でも条例が施行されているが、一般の方には知られていない状況があると思う。私たち障害者は、外見だけを見ると、どこに障害があるのか分かりにくい方がたくさんいらっしゃるが、そういうことが一般の方にまだ知られていないように思う。私自身、中野区の図書館を指定管理している会社に勤めているが、図書館の職員のなかにも、外見だけでは障害のあることが分からない方がいらっしゃることを知らないケースもあり、今まで障害のある方がどのくらい図書館を訪れているのか、気が付かなかったということもある。聴覚障害も手帳を取得しているのは30万人だが、聞こえにくい方は国内で1千400万人ということである。もちろん、それ以外の障害についても、障害の軽い方、手帳を取得していない方を含めると、もっとたくさんいらっしゃるだろう。そういうことを、皆さんはご存じないので、説明すると驚かれる。そういうことを図書館の中でお話する出張型サービスの仕事を行っているが、そういったことを、他の職場でも行う環境を作っていく必要があると思う。企業や団体の中で働いている当事者自身が、企業や団体の中で、そういった問題があるということ、実際に障害を持っている方がたくさんいるということ、合理的配慮が義務付けられていることを、もっともっとアピールできるように、企業や団体にいる障害のある方の力を活用できるような、そのような環境を作っていく必要があるのではないかと。中野区でも、職員の中に障害をお持ちの方がいらっしゃると思うので、そういった方から発信していくと良いのではないかと。また、学校教育も重要だと思う。学校教育の中でも、差別解消法、差別解消条例について、合理的配慮が義務付けられていることを、お子さんに説明して頂けると、理解が広がるのではないかと。そのような場面を中野区でも広げていけるような活動を行っていきたい。私も部会に参加して、協力させて頂ければと思う。

○事業者に対して、東京都の条例は合理的配慮を義務付けているので、事業所を運営している事業者に対して、従業員の講習会等への参加を研修として勤務時間扱いにしてもらえるように働きかけることは、最初の一步になると思う。なかなか大変なことではあるが、年に1回、2回でも開催できるとよいだろう。

○区報について、中野区の紹介の中にいろいろな方を紹介するコーナーがあったが、平面的なものだった。区役所の中に映像の報道があるので、それを使って動画で紹介して頂けるとよいのではないかと。例えば、中野区聴覚障害者福祉協会、中野区視覚障害者福祉協会、中野区中途失聴・難聴者の会の紹介を、活動内容やコミュニケーション方法を含めて行う。文章より、動画で紹介すると分かりやすいだろう。

○簡単に取り組めることではないが、よい提案だと思う。社会福祉協議会でも社会福祉法人の連絡会があるので、そこでも具体的に案を出し合って前向きに検討できると良いのではないかと。

(7) 居宅系事業者連絡会報告

昨年度の居宅系事業者連絡会活動報告書を見て頂くと、第1回は国保連請求事務と30年度法改正（集団指導）、第2回は研修会「精神疾患・障がいとの向き合い方 より良い気づきと対応のコツ」。第1回のグループ討議では、人材確保と定着の課題が各事業所で共通していた。第2回では、医療・介護・福祉の連携が課題という話題が上がっていた。人材確保については、地域生活支援部会でも上がっていた課題ということだが、社会福祉協議会という立場、社会福祉法人の連絡会を8月に立ち上げるので、そこでも取り上げていきたい。

(8) 施設系事業者連絡会報告

昨年度の施設系事業者連絡会活動報告書を見て頂くと、年6回開催している。個別課題については、「報酬改定の影響についての意見交換」、「障害福祉業界における人材確保について」、「精神障害者の支援について」。

今年度については、5月に今年度の検討テーマについての話し合い、6月は中野区の防災対策について総務部 危機管理課 防災対策係長、防災対策担当 係長に来て頂いて、区の防災計画の説明をして頂いた。首都直下型地震については、震度5強になると1,400人以上が参集するという計画になっている（区の職員は約2,000人）。

備蓄に関しては、区は1.4日分を用意していて、それ以降は東京都が配布する物資を受け取って各避難所へ配布することになっているということだが、以前は区が3日分を用意していると聞いていたので、全て区で用意しているのかとと思っていた。区では避難想定を5万人としているということなので、直下型地震が起こった時にその人数で大丈夫かと感じた。6月は参加事業所が6事業所と、いつもより少なく、世話人が想定していたより反応が薄かった。

(意見)

○防災については、5万人分の備蓄を何日分も区で用意するのは簡単ではない。保管しておく場所の問題もある。支援団体も含めて、区全体でしっかり対応することが求められるのではないかと。3.11の時は、私含め2名が施設に待機をしていたが、地震が発生して3時間後に中野区の福祉担当の方から連絡が入った。基本的には全員を送り届ける、グループホームを含めて寝泊まりできるところを1泊は確保しようと動いていたが、夜になってもう一度連絡があった。翌日、送迎車が1台あり、ガソリンが不足したが、このスタンドであれば優先して送迎を行って

いる車両についてはガソリンを提供してもらえるように手配をしたと、カードを持ってきて頂いた。そういったこともあり、私の経験上、かなりしっかり対応して頂けたと思っている。

(質問)

防災については、要援護者の避難計画を作成していたと思うが、その現状が見えてこない。どこで話し合われているのか、お聞きしたい。

(答え)

現在、名簿をそれぞれ提出している。

以前、自立支援協議会でも、災害についての話し合いを持ったことがあるので、その時の議事録があると思う。基本的に、災害対策基本法により、避難に援助を必要とする避難行動要支援者については名簿をリストアップするように法律で定められている。中野区では、リストアップして名簿を作成していると、説明を受けている。避難所はどのくらいの数を、どのように設置するのか、説明を受けている。防災計画は分厚くて読むのは大変なので、過去の全体会の議事録を読むのがよいと思う。

(9) その他報告、提案、情報提供等

【 情報提供 】

令和元年度 地域自立支援協議会交流会（東京都自立支援協議会主催）

どうすれば、私たちは「声なき声」をきけるか～みんなで考え、良い事例を共有しよう～

日時：令和元年9月2日（月）13時30分～17時

会場：東京都社会福祉保健医療センター 502 教室

対象者：各区市町村の自立支援協議会関係者

出席の取りまとめを区市町村が行う。出席される方は事前にアンケートに答えて頂く形になる。申込期限が7月26日（金）なので、前日25日（木）までにメールまたはお電話にて、障害福祉課へ申し込みをして頂きたい。

(質問)

対象者は、各区市町村の自立支援協議会関係者とあるが、一般の方に呼び掛けてもよいか。

(答え)

案内としては、自立支援協議会関係者とあるので、東京都自立支援協議会事務局に確認して、追ってお知らせを差し上げる。

備考

次回日程 令和元年9月24日（水）13：30～15：30
中野区役所 7階 第10会議室